

平成30年5月28日

各位

会社名 株式会社 NEW ART  
代表者名 代表取締役会長兼社長 白石 幸生  
( JASDAQ・コード 7638 )  
問合せ先 取締役 松橋 英一  
電 話 03 - 3567 - 8098

## 商号変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月28日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり商号変更を含め定款の一部を変更することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号変更について

##### (1) 新商号

株式会社NEW ART HOLDINGS

(英文: NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.)

##### (2) 変更の理由

当社グループは、平成29年10月1日をもって持株会社体制へ移行いたしました。当社の持株会社としての役割を明確にすべく、第1条(商号)の変更を行うものです。

##### (3) 変更予定日

平成30年10月1日

#### 2. 定款一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

当社グループの新規事業展開に対応するため、第2条(目的)の変更を行うものです。

(2) 定款変更の内容

下線は変更部分

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社NEW ART</u> と称し、英文では、 <u>NEW ART Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社NEW ART HOLDINGS</u> と称し、英文では、 <u>NEW ART HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ~23. (条文省略)	1. ~23. (現行どおり)
(新設)	24. <u>IT関連事業</u>
(新設)	25. <u>投資業</u>
(新設)	26. <u>IT関係のコンサルティング業務</u>
(新設)	27. <u>各種セミナー、イベントおよびシンポジウムの企画・運営・開催</u>
24. <u>前各号に関連する一切の業務</u>	28. <u>前各号に関連する一切の業務</u>
(新設)	附則 <u>第1条(商号)の変更は、平成30年10月1日から実施する。なお、本附則は第1条の変更の効力発生後、削除されるものとする。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成30年6月28日(予定)

※商号変更の効力発生日につきましては、2-(2)定款変更の内容の附則のとおりであります。

以上